

さくらマネー通信 No.60

2022年
7月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 家族信託、高齢化社会で資産を守る方法とは？

家族信託というのをご存じでしょうか？家族信託とは、判断能力がなくなったときのために、あらかじめ不動産や金融資産などの特定の資産を管理・処分する権利を、家族など信頼できる人に託す財産管理の方法です。認知症になり判断能力がなくなると、あらゆる契約ができなくなります。不動産や金融資産なども事実上凍結されます。特に不動産には様々な契約が絡んできます。売却や修繕、賃貸不動産の場合は賃貸手続きなどもすべて契約が必要です。それら全てができなくなるわけです。これらの問題を解決する方法として近年注目されているのが家族信託です。家族信託の特徴を見てみましょう。

- ・ 保有する資産のうち特定のものを信託財産として、子どもなど信頼できる第三者にその管理・処分する権利を委託。
- ・ 元気なうちは本人が資産管理でき、判断能力がなくなったら信託契約の効力が発生する。
- ・ 信託財産から発生する収益は本人に帰属する。
- ・ 成年後見では不可能な積極的な資産運用や相続対策が可能。
- ・ 契約で指定した受託者（家族など）が資産を管理するため安心。

しかし、新しい制度のため、裁判例やトラブルがまだ整理されていません。また、契約には専門知識が必要なため、弁護士や司法書士のサポートを受けて組成するケースが多いようです。



? マネークイズのコーナー

スイスの研究機関、世界経済フォーラムは隔年で旅行・観光ランキングを発表しています。さて、2021年の日本の順位は何位だったのでしょうか？

- ① 1位
- ② 4位
- ③ 10位



(答えは裏面にあります！)

今月のお知らせ

7月には、土用の丑の日にうなぎを食べる習慣がありますよね。土用の丑の日の由来についてですが、平賀源内が起源というのが有名な説です。うなぎが売れないことに悩んだ鰻屋さんが平賀源内に相談をして、本日丑の日と店の前に貼り出すという助言を受けたことが始まりと言われていいます。



コラム 海外旅行で新型コロナ感染、保険で治療費カバーされるの？

日本への入国制限が緩和され、そろそろ海外旅行を検討している方もいらっしゃるのではないでしょうか？では、海外で新型コロナに感染した場合、海外旅行保険でどこまで補償されるのでしょうか？病気時に補償されるものには、「疾病死亡」「疾病治療費用」「救援者費用」「旅行変更費用」などがあります。そのうち治療が必要となった場合には、主に疾病治療費用と救援者費用が関係してきます。

【疾病治療費】旅行開始後発病し旅行終了後 72 時間までの間に医師の治療を受けた場合、対象。新型コロナの場合は、旅行後 30 日までの間に治療開始した場合でも対象となる場合も。治療により旅程変更した場合の旅費も対象。

【救援者費用】家族が現地に駆け付ける際の渡航費、宿泊費の他、国際電話料金等も対象。

また、現在は日本帰国の際には全員出国 72 時間以内の陰性証明書が必要です。もし、この検査で陽性となった場合には、飛行機には搭乗できず、その国の指示に従い陰性になるまで待機となります。その場合、延長した宿泊費や旅程変更による航空券代、同行者の費用も、原則補償されます。しかし、医師の治療がない場合は補償対象にならないケースもあります。詳細は各社で異なるため、必ず、各保険会社でご確認ください。



A マネークイズの答え

正解：① 1位

なんと、117カ国中1位でした！

明るいニュースが少ない中、うれしいですね！



編集後記

アルコールチェック義務化！

白ナンバーのアルコールチェックを義務化する道路交通法施行規則改正案が可決され、2022年4月1日から安全運転管理者の選任義務のある事業者（5台以上の自動車を使用等）においては、社用車の運転前後に酒気帯び確認・記録する義務が生じました。さらに同年10月1日からはアルコール検知器を使用した酒気帯び確認が義務化となります。

発行

FP事務所 さくらコンフォートライフ

投資に興味のある方は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせは 090-1238-8418（鈴木）まで！

